

## 予定価格の事後公表の試行に係る質疑取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、予定価格の事後公表の試行に係る事務取扱要領に基づき予定価格を入札実施後に公表する場合において、入札の透明性及び公正性を確保するため、予定価格に係る疑義を照会する手続（以下「質疑」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(質疑をすることができる者)

第2条 質疑をすることができる者は、質疑を行おうとする建設工事及び除草、剪定その他建設工事に関する業務（以下「建設工事等」という。）の入札手続において入札書を提出した者（以下、「入札者」という。）とする。

(質疑をすることができる期間)

第3条 質疑をすることができる期間（以下「質疑期間」という。）は、予定価格の通知の日から起算して3日後（休日等を除く。）の正午までとする。

(質疑の方法)

第4条 質疑は、予定価格に係る照会書（別記様式第1号）を、入札公告であらかじめ定められた総務部入札契約室のメールアドレスあて電子メール送信することにより行わなければならない。

(回答等)

第5条 町長は、第3条に規定する質疑期間の終了日から起算して3日（休日等を除く。）以内に、質疑を行った者あてに予定価格に係る回答書（別記様式第2号）（以下「回答書」という。）を電子メール送信することにより回答するものとする。ただし、やむを得ない事由により期日までに回答することが困難である場合は、質疑を行った者に対してその旨を回答し、その事由が解消した後、直ちに回答するものとする。

2 町長は、次条各号のいずれかに該当するとして、回答をすべき質疑として取り扱わないこととした質疑を行った者に対しては、質疑要件非該当通知書（別記様式第3号）により、前項に定める期間内に、電子メールで通知するものとする。

(回答すべき質疑として取り扱わないもの)

第6条 質疑が次の各号のいずれかに該当するときは、回答をすべき質疑として取り扱わない。

- (1) 入札者であることが確認できない者から送信されたもの
- (2) 第3条に規定する質疑期間を過ぎてから発注機関に到達したものの
- (3) 第4条に規定する方法以外の方法によるもの
- (4) 質疑の内容が具体的でないものその他質疑の内容が特定できないもの
- (5) 公表された設計図書や建設工事等の入札に関する精華町の規程により確認できるもの
- (6) 入札公告で定めた設計図書に関する質問期間中に質問を行い確認すべきもの又は既に質問があり回答を行ったもの
- (7) 契約書に規定する設計図書に位置づけられない参考数量を記載した図書に関するもの
- (8) 質疑内容が読み取れないもの
- (9) 当該入札に直接関係のないもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、大量又は繰り返し電子メールを送信し正常な公務執行を妨げるなど、質疑として取り扱わないことが適当であると町長が認めるもの

#### 附 則

この要領は、令和2年11月1日から施行する。